

十四 わさび新植資金 造成のためのわさびの優良苗の購入に要する資金	畑一〇メートルにつき 二〇、〇〇〇円	三年以内
十五 かんじよマルチング栽培資金 かんじよの早熟栽培を行うためマルチ資材の購入に要する資金	かんじよの早熟栽培を行うためマルチ資材の購入に要する資金 八、〇〇〇円	二年以内
十六 特殊還元土により改良資金 還元土により改良事業において施用する物の購入に要する資金	貸付けのつ成決 定する。	三年以内

別表第二の一の項に「田 自家用給排水施設(動力ポンプを除く。)

三五、〇〇〇円 二年以内」を加え、同表の三の項中

別表第三の二の項中「五年以内」を「五年以内(据置期間一年を含む。)」に改める。

第二号様式(2)の2中

(i) 生活合理化設備 ア 太陽熱利用温水装置 イ メタンガス発生装置 ウ 改良便所 エ 壁ペーチャ オ 地下食品貯蔵庫 カ 透明管囲い	(i) 生活合理化設備 ア 太陽熱利用温水装置 イ メタンガス発生装置 ウ 改良便所 エ 壁ペーチャ オ 地下食品貯蔵庫 カ 透明管囲い キ 自家用給排水施設
--	--

に改める。

附則
(施行期日)
1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の鳥取県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている資金については、なお従前の例による。

告示

鳥取県告示第五五十二号

鳥取県農業改良資金貸付基準(昭和三十九年十月鳥取県告示第五百七十四号)の一部を次のように改正し、昭和四十一年十月二十一日から施行する。

昭和四十一年十月二十一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

四 秋津水田等改良資金及び 不慮火山灰土じよの改良資金	秋津水田等改良にあつては 第一号に規定する資材(昭和 二十八年農林省令第二号)は 不慮火山灰土じよの改良に あつては改良するための資材 とす。	貸付けのつ成決定する。	秋津水田等改良 資金にあつては 四に規定する 資材は、 昭和四十一年 十月は改良 資金に あつては 九月は改良 資金に あつては 十月は改良 資金に
--------------------------------	--	-------------	--

第一の表の四の項を次のように改める。

第一の表の九の項から十五の項までを次のように改める。

九 自然上ぞく促進資金	改良自然上ぞく等	農業者等	改良自然上ぞく等(一セツト) のつ成(二三組)につき 二二、〇〇〇円	六 月	七 月
十 米収収獲等技術改善資金	動力刈取機 施肥は種機	農業者等	動力刈取機一台につき 一四、〇〇〇円 施肥は種機一台につき 四九、〇〇〇円	八 月	九 月
十一 露地よとる促成栽培資金	(一) 木骨式 塩化ビニールフィルム 竹材 木材 針金 (二) 鉄骨式 塩化ビニールフィルム 鉄骨 木材又は竹材 針金	農業者等	露地よとる促成栽培 一〇メートルにつき 六〇、一三〇円 二〇メートルにつき 一三二、二〇〇円 六、九三〇円 三、三〇〇円 一八、七〇〇円 二四、一〇〇円 塩化ビニールフィルム 五二、一五〇円 鉄骨 一六〇、〇〇円 木材又は竹材 一七、五〇〇円	十 月	十一 月

規程同条第三項の規定により告示する。

昭和四十一年十月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定 治

市名	市単	区	区
鳥取市	第一単位	第一、第二、第三、第六、第七、第十及び第十一の各投票区	
	第二単位	第四、第五、第八、第九、第十二、第十五、第十六、第十七、第四十及び第四十一の各投票区	
	第三単位	第十三、第十四、第十八、第十九、第二十、第二十一、第二十二、第二十三、第二十四、第二十五、第二十六、第二十七、第二十八、第二十九、第三十、第三十一、第三十二、第三十三、第三十四、第三十五、第三十六、第三十七、第三十八及び第三十九の各投票区	
米子市	第一単位	森名校区、崎津校区、大橋校区、和田校区及び弓ヶ浜校区	
	第二単位	明道校区、新井校区、車尾校区、巖校区、春日校区、日新校区及び成東校区	
	第三単位	啓成校区、義方校区、福原校区、加茂校区及び住吉校区	
倉吉市	第一単位	上瀬校区、成徳校区、明倫校区、小鴨校区、上小鴨校区、社校区、北谷校区、高城校区及び籠手校区	
	第二単位	河北校区及び西郷校区	

鳥取県選挙管理委員会告示第十四号

昭和四十一年十一月二十日執行予定の鳥取県知事の選挙における公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百五十三条第一項により立会演説会を開催すべき町を次のとおり指定したので、鳥取県選挙管理規程(昭和三十一年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号)第十八条第三項の規定に

より告示する。

昭和四十一年十月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定 治

- 岩美郡 因府町、岩美町
- 八頭郡 郡家町、河原町、八東町、若桜町、用瀬町、智頭町
- 気高郡 気高町、青谷町
- 東伯郡 東郷町、三朝町、関金町、大栄町、東伯町、赤碓町
- 西伯郡 西伯町、岸本町、淀江町、大山町、名和町
- 日野郡 日南町、日野町、江府町、溝口町

鳥取県選挙管理委員会告示第十五号

昭和四十一年十一月二十日執行予定の鳥取県知事の選挙における公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百四十四条の二第四項に規定するマスタの掲示の開始の日を昭和四十一年十月二十六日と定めたので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十一年十月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定 治

公 告

完全自治法施行令(昭和23年政令第74号)第13条第2項の規定により昭和41年9月に行なった原田武蔵の合格者は、次のとおりである。
昭和41年10月21日 鳥取県選挙管理委員会 石 塚 二 郎

正 誤

昭和四十一年九月鳥取県選挙管理委員会規則第一号(公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則)第三号様式その一中誤りがあつたので、訂正する。

頁段	誤	正
五 上	法のうち第22条第3項の規定による登録者数	法のうち第22条第3項の規定による登録者数

昭和四十一年十月鳥取県告示第五百一十一号(農地法による買収合書の内容)別表中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

頁段	誤	正
二 上	終わりから五	下土井
		下土居

昭和四十一年十月鳥取県告示第五百十七号(解除予定の保安林にする旨の通知)中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

頁段	誤	正
三 上 八	三 解除の理由	三 解除の理由